

控訴の提起について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定による。

控訴の提起について

東京地方裁判所平成28年（行ウ）第91号固定資産価格審査決定取消請求事件について平成31年3月8日に言い渡された判決の一部に対して不服があるので、次のとおり東京高等裁判所へ控訴を提起する。

記

1 控訴の方法

弁護士を訴訟代理人とする控訴

2 控訴の相手方

A社外4名

3 事件の概要

A社外4名は、平成24年6月18日付けで立川市固定資産評価審査委員会に対し、A社外4名が市内に所有する家屋について固定資産課税台帳に登録された平成24年度の価格について不服があるとして地方税法（昭和25年法律第226号）第432条第1項の規定により審査の申出をした。立川市固定資産評価審査委員会は、この申出について平成27年9月7日付けで当該価格2,883,403,754円を価格2,826,887,728円とする決定を行った。

A社外4名は、この決定を不服とし、審査の申出に対する決定のうち価格2,305,953,665円を超える部分の取消しを求め、平成28年2月29日付けで訴えを提起した。

4 判決の内容

(1) 立川市固定資産評価審査委員会が原告らに対して平成27年9月7日付けでした別紙物件目録記載の家屋について固定資産課税台帳に登録された平成24年度の価格についての審査の申出に対する決定のうち、価格2,591,829,677円を超える部分を取り消す。

(2) 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

(3) 訴訟費用はこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの連帯負担とする。

5 控訴の趣旨及び処理方針

(1) 原判決中立川市の敗訴部分を取り消す。

(2) 訴訟費用は、第1審及び第2審ともにA社外4名の負担とする。

との判決を求める。

なお、控訴の提起の後において、特に必要がある場合には、控訴の変更又は訴訟上の和解をすることができるものとする。